

令和2年度 第2回 長浜市下水道事業審議会 会議録

日 時:令和2年10月16日(金) 午前10時00分から午前11時30分まで

会 場:長浜市役所 1階 多目的ルーム1

出席者:委員6名

横山幸司会長、北川雅英副会長、中井宣夫委員、宇野恵士委員、井上哲孝委員、
伊吹多美代委員
(欠席2名 荒木まつゑ委員、竹腰勝子委員)

事務局

下司下水道事業部長、横山下水道事業部次長、
下水道総務課
松宮課長、林参事、渡邊係長、堀崎主事
下水道施設課
藤田課長、宮部課長代理

進行:松宮下水道総務課長

1. 開会(省略)

2. 部長挨拶(省略)

3. 議事

(1)第1回審議会会議録の確認について

- ・特に意見なし。

(2)長浜市の下水道受益者負担のあり方について

- ・諮問について
事務局から資料1～3ページにより説明
- ・公共下水道受益者負担金について
事務局から資料4～23ページにより説明
- ・農業集落排水施設加入負担金について
事務局から資料24～25ページにより説明
- ・現状に即した下水道受益者負担金のあり方について
事務局から資料26～28ページにより説明

説明の後、次のような意見、質疑がありました。

委員	工事負担金について単価が24万と25万のシミュレーションがあるが、どちらかに統一したほうがいいのではないか。また単価の決定までは審議会の権能としてはないが、審議会で言及すべきではないかと思う。
委員	水道経営では、利用者負担が経営の大原則にあり、公平性の観点から水道料金はもとより、住宅を新築した時などに加入金制度というものがある。下水道事業についても、建設の時代から維持管理の時代にシフトして10年が経過していることから、公平性の観点から受益者負担金のあり方を見直すことについては非常に賛同している。 受益者負担の見直しとは直接関係ないが、1点質問させて欲しい。19ペー

	<p>ジに色々な賦課の例示をしているが、同じ敷地に隠居を建てるとか、そういう場合に無届のような勝手に繋がれるケースはあるのか。</p>
事務局	<p>あると思うが、実際には把握ができていないので、何件あるかまでは分からない。</p>
委員	<p>現状の受益者負担金が、住宅ローンに組み込めないという話があったが、組み込みづらいということはあっても、そこまで断言できるものなのか。</p>
事務局	<p>融資の申し込みの時の資料に正確な額を示して欲しいと聞いている。</p>
委員	<p>通常、家を建築する際は家財等を含めて一定の融資を受けるものであって、融資制度の中でそこまで厳格に銀行が資料を提供するよう求めているとは考えられないので、見直しの理由の1つに、融資に組み込めないと断言してしまってもいいのかと疑問に思う。</p> <p>もう1点、受益者負担金と都市計画のマスタープランの関係で、「都市計画事業の負担の整合は一体の都市で図る必要がある」としているが、こういった表現で都市計画区域と受益者負担金をリンクさせると、例えば、都市計画税と受益者負担金の二重徴収などの誤解を招くので、もう少し丁寧にしておいたほうがいい。</p>
事務局	<p>下水道整備が概成化し、今回、受益者負担金のあり方の見直しを検討していく中で、要は受益者負担の対象を何にするのかということが重要であり、その見直し対象には、都市計画区域や区域外の地域もあるため、こういった表現になった。各地域において算定に差があることから、分かりやすく柵の設置費用に対して負担をしていただくことに切り替えることが大きな狙いでもある。都市計画税と受益者負担金の二重徴収は裁判事例もあるほどなので、その辺の考え方、表現の仕方については難しいが整理していきたい。</p>
委員	<p>言いたいことは分かるが、都市計画事業の負担の整合のような表現で答申をすると誤解を招くので、そこはもう少し丁寧にする必要があるのではないかとと思う。</p>
委員	<p>今後の受益者の負担を単純にする見直しについては賛同できるし、見直しによって職員の事務の削減につながるということも、これからの働き方改革の中で大事なことなので賛同するが、受益者負担金を工事負担金とし、その工事負担金については定額にするということに対しては、定額にしたということをしっかりとした理屈で説明する必要があると思う。</p>
委員	<p>個人的な意見だが、加入金という形で整理することはできないのか。水道企業団が経営している水道事業は加入金としているので、水道と統一するほうが分かりやすいと思うがどうか。</p> <p>先ほど25万定額という説明があったが、実際は工事に応じて100万や20万など費用は変わってくると思うので、工事負担金として25万定額とするのは難しいのではないかと。</p>
事務局	<p>市が整備するのは末端の公共下水道であり、大元の流域下水道は県が整備していることから、流域下水道も含めて全体的な事業費を出したうえで加入金を設定することは非常に難しい。全国に公共下水道で加入金を導入しているのは、知る限り1市だけだが、やはり加入金の算定については難しいと聞いているので、今回の見直しでは、単純に柵の設置費用についての工事負担金という形で考えている。</p>
委員	<p>流域下水道は、今回の見直しに含まれている農業集落排水地域には関係がなく、都市計画の時と同じように、流域下水道という言葉も、市全体で考えるなら気を付けないといけないと思う。全国の自治体が受益者負担金制度にして</p>

	いることは理解しているが、そういうことの整理が難しいため、水道と統一して加入金という制度にしてはどうかと提案した。
事務局	水道の加入金はメーターの口径別に設定されている。給水契約を結ぶと、その加入金とは別に本管からの取り出しも別途費用を徴収している状況であり、二重の負担構成となっている。今回の見直しでは加入金と工事負担金の二重の負担構成ではなく、加入金も工事負担金に含めて一つの負担構成にしたいと考えている。
委員	融資について、市独自の融資はないのか。
事務局	市独自の融資制度を設けているが、利率設定が高いこともあり利用はない。
委員	19ページの雑種地とはどういうことか。公共枿はないが受益者負担金の賦課はあるという状況がよく分からないので説明して欲しい。
事務局	説明不足で申し訳ないが、ここでの雑種地は駐車場だと仮定していただきたい。駐車場の場合は公共枿の設置がなくても受益者負担金を賦課している。
委員	受益者負担金の負担区域と市街化区域は同じか。
事務局	市街化区域は旧の長浜市のみにはしかいたため、そういうことではない。負担区域は旧の市町により設定されている。
委員	事務経費の削減の中に期別管理をなくすとあるが、どういうことか。
事務局	これまでの受益者負担金制度では3年12回という分割制度を設けているが、今回の見直しで工事負担金とすると一括で納めていただくことになる。旧制度の納期未到来の期別管理がしばらく残ることにはなるが、それが終われば期別管理事務はなくなる。
委員	下水道管から宅枿の設置に対して工事負担金を賦課するということは、世帯によって本管からの距離が違うと思うが、定額でよいのか。
事務局	最低建築許可に必要な認定道路が4mと仮定すると、本管から2m、境界から宅枿までが1m、合わせて3mが標準というラインを引きたいと考えている。世帯ごとにそれぞれを積算することになると、事務の軽減が図れないため定額という提案をしている。
委員	画期的な考え方だと思うが、他の自治体で例はあるのか。
事務局	岐阜県、長野県などの中部地方では定額負担金を取り入れているところが多い。
委員	滋賀県下では初めてか。
事務局	そうです。
委員	滋賀県下初という試みに挑戦するという事はいいことだと思う。定額になる額の決定はどこで決定するのか。
事務局	条例に謳い、3月の議会で承認を得る予定。
委員	宅枿の設置費用だけを工事負担金とし、本管から宅枿までの取り付け管の設置費用は市の負担ということにすれば、一律の負担の考え方にならないか。
事務局	投資した分については回収するという企業会計の大原則があるため、難しい。
委員	200㎡の住宅地の場合、これまでの受益者負担金制度では旧長浜地域は62,000円の負担であったのが、工事負担金になると定額の24万になるというのは、実質かなりの値上げになると思うので、市民に丁寧に説明する必要がある。
委員	定額24万というのは、例えば大規模な工場を誘致した場合もそうなるのか。
事務局	定額24万はあくまで標準的な住宅用の額であり、そういう特殊なケースは但し書き等で整理をする。

委員	答申の時期はいつを予定している。
事務局	3月議会での上程を考えると、年内にはと考えている。
委員	次の3回目の審議会で答申案をまとめるには、厳しいと感じる。今日の委員の皆さんの質問は、当然議会でも聞かれると思うので、当審議会で十分議論する必要があると思う。審議会3回で答申案を決定するのは少し拙速ではないか。
事務局	次回の審議会時に、今日のご意見を踏まえて金額の面等お示したいと思う。定額にするのか実費負担にするのか、資料で説明させていただくのでよろしくお願いします。
委員	施行時期はいつになるか。
事務局	議会の議決後、ある程度周知期間を設けたいので、3月議会で承認を得られれば、来年の中頃ということになる。

4. 閉会